

也心を付べし、血を右の手の薬指に附て、居判の穴の白き處におす也。墨の處に附れば、見えかね候故也。血判して跡にて誓詞をいたゞく人あり、夫はあしき也。

此邊に血を押す

姓名 **西**

〔平日閑話六〕國々にて替りたる儀の事

一 蝦夷人は誓詞に判官殿を書入けると也。○中略

一 豊後の府内邊にては、蛸を誓文に書入けるとなん。是をたづぬべし。

〔政談四〕誓詞ノ文言ニ別シテハ伊豆箱根兩所權現ト書ク事、文盲ノ至也。是ハ貞永式目ニ有コトヲ、書札者ノ手本ニ書出シタルヲ、何ノ詮議モ無用タル也。貞永式目ハ北條家ノ公事ヲ裁斷ハ依怙ヲサセ間敷ト云誓文也。北條ノ所在ハ伊豆也。鎌倉ハ箱根ニ近キ故、伊豆箱根ト書タル也。今ハ國隔リ、伊豆箱根ノ權現ヲバ平生ハ信ゼヌニ、日本國中何方ニテモ如此書コト、埒モ無事也。其所ニテ第一ニ尊敬スル神社ヲ可用事也。

〔安齋隨筆後編七〕一誓文狀に、伊豆箱根三島大明神を書入る事、貞永式日ノ起請文に、總日本國中六十餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也とあるを本にして書也。是は鎌倉にて、貞永年北條泰時が評定所にて、理非決斷の爲に、貞永式目の書を撰て、評定裁斷に私曲すまじきと云誓文也。伊豆箱根、三島明神、鶴岡八幡、荏柄天神等は皆鎌倉近邊之神社なる故、是等の神名を擧て誓たる也。他國にては其の國中ノ神に誓ふべき事也。然れども今徳川の御家にては、武藏國ノ神をば用ひられずして、伊豆箱根三島三社の神名を誓文に用ひ玉へり、子細ある事なるべけれども、其意味は知らず。○下略

〔書札袖珍寶〕牛王を上につぐ事神を恐れて、白紙より上に是をつぐなり。牛王をひるがへして、裏に可書之。中古此かたの例なり。一熊野牛王、二はちまん牛王、三勢田牛王、四山王、牛王、五白山、六富